

地域型保育事業者募集要項

2025年（令和7年）4月

福 山 市

目次

- 1 募集の趣旨 (P 1)
- 2 募集内容 (P 1)
- 3 設置主体の応募資格 (P 2)
- 4 運営・設置に関する基準 (P 4)
- 5 応募手続き (P 6)
- 6 事業者の選定 (P 7)
- 7 スケジュール (予定) (P 8)
- 8 担当部署 (P 8)

1 募集の趣旨

本市では、2024年（令和6年）9月から開始した第2子以降の保育料等の無償化による0～2歳児の利用量の増加や希望する施設に入れなかった未決定者（いわゆる潜在的待機児童）の解消、多様化する保育ニーズへ対応するため、新たに地域型保育事業所を運営する事業者を募集します。

2 募集内容

(1) 設置主体

- ア 制限なし（個人でも可）
- イ 申請者が禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき、税及び各種利用料を滞納しているとき、などに該当しないこと。

(2) 事業類型

小規模保育事業A型

(3) 開設時期

2026年（令和8年）4月1日開設

(4) 公募期間

2025年（令和7年）4月1日（火）～2025年（令和7年）5月30日（金）

(5) 募集施設数

3施設程度

(6) 保育内容等について

- ア 開所日
月曜日から土曜日まで
- イ 休所日
 - ・日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日
 - ・災害その他特別な理由があるとき
- ウ 開所時間
原則11時間以上を設定すること
- エ 対象児童
0歳児（生後57日経過後）から2歳児（3歳に達した日以降の最初の3月31日）まで
- オ 保育内容
保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）に準じて保育を提供すること。
※今後制度等が改正された場合には、運営の変更に対応できるようにすること。

(7) 通常保育以外の保育サービスについて

次のア～エの事業等のいずれかを実施すること。

ア インクルーシブ保育への特化 ((ア)～(オ)のいずれかを実施すること)

(ア)障がい児の優先的な受入れを行うこと。

(イ)2歳児の在園児が3歳児以降も利用継続を希望した場合の受入れを行う

(ウ)看護師が常駐していること(医療的ケア児の受入れを行う。)

(エ)児童発達支援事業所を併設していること。

(オ)その他(特化している取組や仕組みがあること)

イ 夜間対応の一時預かり事業(一般型)※20時から翌朝4時の時間帯を含むこと。

ウ 休日保育事業

エ 病児・病後児保育事業

※上記ア～エの事業について、重複での実施は可能です。

※上記記載の事業以外の事業(延長保育事業等)の実施を妨げるものではありません。

※実施する事業やその内容によって、事業者選定の際に加点します。

※ア(イ)について、3歳児以降の受入れを希望する場合は障がい者手帳の有無などの要件を満たす場合に可能とする予定です。

(8) 募集地域

福山市全域

※次の区域(小学校区)に開設する場合は、事業者選定の際に加点します。

区域	小学校区
中部区域	東・西・南・霞・川口・手城・深津・樹徳・旭・光・箕島・曙・多治米・桜丘 西深津・久松台・新涯・東川口
神辺区域	神辺・湯田・道上

3 設置主体の応募資格

設置主体は、次の要件を満たすこと。

- (1) 保育事業に熱意と理解を持ち、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有すること。
- (2) 安定的な経営を行い、児童が心身共に健やかに育成されるよう尽力できること。
- (3) 福山市の保育事業の一翼を担う認可保育事業であることを十分理解し、市が行う保育行政に積極的に協力できること。
- (4) 社会福祉法、児童福祉法、国の通知通達、条例等の関係法令及び福山市の指導を遵守できること。
- (5) 社会福祉法人及び学校法人以外の者が小規模保育事業の設置主体となる場合は、資産要件として、小規模保育事業の年間事業費の6分の1以上に相当する資産を、普通預金、当座預金等により有していること。

- (6) 本事業を行うために必要な土地建物について、貸与を受ける場合は、安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる土地又は建物であり、賃借料が地域の水準に照らして適正な額以下であること。
- (7) 児童福祉法第34条の15第3項第4号のいずれにも該当しないこと。
- (8) 社会福祉法人又は学校法人以外の者が保育所の設置主体となる場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定及び次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき民事再生手続開始の申立てをしたとき等）にある者
 - イ 福山市暴力団排除条例第2条の規定による暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者
- (9) 社会福祉法人又は学校法人以外の者が小規模保育事業の設置主体となる場合は、次の要件を満たすこと。
 - ア 経営者（設置者が法人である場合にあつては、当該法人の経営に携わる役員とする。以下同じ。）が社会的信望を有すること。
 - イ 次のいずれかに該当すること。
 - (ア) 次のいずれにも該当すること。
 - a 管理者が、保育所等（児童福祉施設、認定こども園、幼稚園、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業をいう。）において2年以上勤務した経験を有する者、又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。ただし、実務を担当する経営担当役員に社会福祉事業についての知識経験を有する者を含む場合は、この限りでない。
 - b 社会福祉事業について知識経験を有する者、保育サービスの利用者（これに準ずる者を含む。以下同じ）及び管理者を含む運営委員会（小規模保育事業の運営に関し、当該小規模保育事業の設置者の相談に応じ、又は意見を述べる委員会をいう。）を設置すること。
 - (イ) 経営担当役員に、保育サービスの利用者及び管理者を含むこと。
 - ウ 過去5年間に改善勧告、改善命令若しくは事業停止命令（改善後1年以上適切な運営がなされている場合を除く。）若しくは認可取消がなされた又は一般指導監査等における指摘事項に対応していない等、運営実績において重大な問題がないこと（教育・保育施設及び地域型保育事業以外の社会福祉事業を含む。）。
 - エ 直近の会計年度において、社会福祉事業を含む当該主体の全体の財務内容について、3年以上連続して損失を計上していない等、財務内容に重大な問題がないこと。
- (10) 公租・公課の滞納がないこと。

4 運営・設置に関する基準

地域型保育事業の運営・設置に関して「福山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第86号）」及び「福山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第87号）」に定められた基準を満たす必要があります。

当該事業の運営・設置に関する基準の概要は次のとおりとします。

※基準は現時点での内容です。今後、基準に変更があった場合には変更後の基準に合わせて運営を行うこと。

○小規模保育事業 A 型

利用定員：6人以上19人以下

項目		内容
職員配置	保育士	0歳児3人につき保育士1人 1・2歳児6人につき保育士1人 ※上記に加えて1人を追加で配置 ※保健師又は正看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。
	嘱託医	配置必須
	調理員	配置必須 (搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。)
設備基準	乳児室又はほふく室	0・1歳児1人につき3.3㎡以上
	保育室又は遊戯室	2歳児1人につき1.98㎡以上
	屋外遊戯場	2歳児1人につき3.3㎡以上 ※自所内に設置できない場合、付近の代替地可
	調理設備	設置する
	便所	設置する
	建物	保育室等を2階以上に設ける建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
	階段	保育室を2階以上に設ける場合は、福山市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例第28条第7号イに掲げる要件に該当する施設又は設備が設けられていること。
運営基準	食事の提供方法	食事を提供することとし、自所調理を原則とする。 但し、調理業務の委託、連携施設等からの搬入は可能。
	連携施設	設定する

【留意事項】

(1) 連携施設の設定について

地域型保育事業者は利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園を適切に確保する必要があります。

- ア 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を実施すること。
- イ 必要に応じて、代替保育（地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該地域型保育事業者に代わって提供する保育をいう）を提供すること。
- ウ 保育の提供を受けていた利用乳幼児を当該保育の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(2) 当該地域型保育事業所以外の施設からの食事の搬入について

次に掲げるいずれかの施設から食事を搬入する方法による場合のみ外部から搬入した食事を提供することが可能です。ただし、この場合において、当該地域型保育事業者は、調理のための加熱・保存等の調理機能を有する設備を備えておかなければなりません。

ア 連携施設

- イ 当該地域型保育事業者と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等

(3) 設備について

- ア 事業者が所有又は賃借する建物において実施するものとする。
- イ 衛生的な調理設備及び便所を設け、保育室等と区画されていること。
- ウ 構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けること。

5 応募手続き

本公募に申込を希望する事業者の方は次のとおり応募申込書類を提出してください。

(1) 選考書類受付期間・提出場所

【受付期間】

2025年（令和7年）4月1日（火）から2025年（令和7年）5月30日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く。）

【受付時間】

午前9時から午後5時まで

【受付方法】

応募書類を下記提出先まで持参してください。（郵送不可）

（提出先）〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

※書類持参前に電話にて提出日時を調整された上でお越しください。

(2) 選考に関する提出書類

書類 番号	内容	指定の様式
1	申請書	様式1
2	法人概要調書	様式2
3	法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し	
4	施設概要調書	様式3
5	既に運営している施設・事業所の直近の行政による監査における指摘調書及び改善報告書（又は同趣旨書類）の写し（3年分）	
6	法人の定款・規約等	
7	運営資金計画書（2026(令和8)年度分・2027年(令和9年)年度分	様式4
8	開設までのスケジュールがわかる書類	
9	設置予定位置図	様式5
10	昭和56年5月31日以前に建築確認済証が交付され着工された場合、耐震診断報告書又は耐震補強工事実施済みを証する書類。提出できない場合は、任意の様式で理由書（今後の施設改修の予定等）を提出してください。	
11	平面図（各室の用途及び面積がわかるもの）	
12	保育内容等概要調書	様式6
13	職員配置概要調書	様式7
14	決算書又は決算報告書・収支報告書等決算書に類する書類 過去3期分（損益計算書及び貸借対照表）	
15	残高証明書等自己資金を証明できる書類※公募開始以降のもの	

※追加で資料の請求を行う場合があります。

(3) 提出部数

提出書類は1部を正本として提出、副本(写し)として4部提出してください。

正本はカラー印刷、副本はモノクロ印刷でも構いません(ただし、鮮明であること)。

提出書類は原則A4判で提出してください。図面等A3判のものは、A4サイズに折り込んでください。

各提出書類の番号ごとにインデックスを貼り付けて提出してください。(正本、副本(写し)すべて)

(4) 質問事項の受付

応募に関する質問は、次のとおり受け付けます。

原則電話での質問にはお答えできませんので、ご注意ください。

【受付方法】質問票に記入のうえ、窓口又は下記メールアドレス宛にご提出ください。

(メール送信先) hoiku-shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp

【回答方法】内容を確認のうえ、担当者より電話又はメールにて連絡します。

6 事業者の選定

(1) 事業者の選定方法等

書類審査やヒアリングにより審査採点を行い、事業者を選定します。

※ヒアリングの実施について、基本的には提出書類に基づき、2025年(令和7年)

6月中を予定していますが、応募状況によっては、ヒアリングを行わない可能性もあります。

※審査の結果、募集施設数を超えない事業実施者の決定を行う場合があります。

(2) 選定期限

2025年(令和7年)7月上旬(予定)

(3) 選定結果

選定結果は応募法人に文書での通知及び市ホームページに掲載いたします。

(電話等による直接の問い合わせには応じません。)

7 スケジュール（予定）

日付	内容
2025年（令和7年）4月1日	募集要項等公開
2025年（令和7年）4月1日 ～2025年（令和7年）5月30日	選考書類受付期間※締切厳守
2025年（令和7年）6月中	書類審査及びヒアリング
2025年（令和7年）7月上旬	事業者決定
2025年（令和7年）7月上旬 ～2025年（令和7年）9月中旬	認可申請に伴う書類の作成期間
2025年（令和7年）11月上旬	児童福祉専門分科会への認可に係る意見聴取
2025年（令和7年）12月上旬	認可証の交付
2026年（令和8年）4月1日	開所

※事業者決定後の確認申請に伴うスケジュールは含まれていません。

※スケジュールは、あくまでも予定のため変更する場合があります。

8 担当部署

〒720-8501 福山市東桜町3番5号

福山市保健福祉局ネウボラ推進部保育施設課

電話：084-928-1140（直通）

FAX：084-922-0012

メール：hoiku-shisetsu@city.fukuyama.hiroshima.jp